

観光施設における心のバリアフリー認定制度について

観光庁では、バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を創設し、認定された観光施設には、観光庁が定める認定マークを交付しています。

認定を受けた施設は認定マークを広報・PRに使用することができ、ご高齢の方や障害のある方にとっては認定マークが安全で快適な旅行環境の目印となりますので、宿泊事業者の皆様におかれましては、本制度の申請を是非ご検討ください。

1. 心のバリアフリーとは

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。

2. 観光施設における心のバリアフリー認定制度の概要

※詳細は、観光庁HPをご参照ください。

(1) 認定対象（宿泊施設分から抜粋）

- ア 旅館業法上の営業許可を得ている施設
- イ 住宅宿泊事業法上の届出をしている施設 等

(2) 認定基準

ア 施設のバリアフリー性能を補完するための措置を3つ以上行い、ご高齢の方や障害のある方が施設を安全かつ快適に利用できるような工夫を行っていること。

(例：移動式のスロープ、浴室用の椅子・手すり、車いす利用者の介助 等)

イ バリアフリーに関する教育訓練を年に1回以上実施していること

(例：観光庁の作成したマニュアルを活用し、社内勉強会を実施 等)

※県HPの「障がいのある人への合理的配慮動画」視聴による研修により、本要件を満たすことができます。

ウ 自社のウェブサイト以外のウェブサイトで、施設のバリアに関する情報などのバリアフリー情報を積極的に発信していること。

(例：宿泊予約サイトにおいて、自社の施設におけるバリアフリー情報を発信している 等)



観光庁HP「観光施設における心のバリアフリー認定制度」



県HP「障がいのある人への合理的配慮動画」

【申請手続き及び問い合わせ先等について】

- ・ 申請書の入手先：観光庁 HP (https://www.mlit.go.jp/kankoch/shisaku/sangyou/innovation_00001.html)
- ・ 申請書の送付先：国土交通省観光庁 参事官（産業競争力強化）観光施設における心のバリアフリー認定制度担当（メール送付先：hqt-kanko-bfnintei@ki.mlit.go.jp）
- ・ 制度の概要等の問い合わせ先：「観光施設における心のバリアフリー認定制度」事務局（電話/FAX 03-6825-2223、メールアドレス：bfnintei@wheelog.com）